

令和3年12月 第426回 大野市議会定例会 議案の主な概要

議案第91号 令和3年度大野市一般会計補正予算（第6号）案

議案第92号 令和3年度大野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第93号 令和3年度大野市和泉診療所事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第94号 令和3年度大野市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第95号 令和3年度大野市簡易水道事業会計補正予算（第1号）案

議案第96号 令和3年度大野市下水道事業会計補正予算（第1号）案

（別紙のとおり）

議案第97号 大野市過疎対策のための固定資産税の課税免除に関する条例案

提案理由：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、
固定資産税の課税免除について定めるため

主な内容：

(1) 対象業種

製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業

(2) 取得価格要件

500万円以上

ただし、製造業又は旅館業は、資本金の額が5,000万円を超え1億円以下の法人は1,000万円以上、1億円を超える法人は2,000万円以上

(3) 対象となる設備投資

令和6年3月31日までの取得、製作、建設（建物及びその附属設備は、増築、改築、修繕又は模様替のための工事による取得又は建設を含む）

ただし、資本金の額が5,000万円を超える法人は新設又は増設に限る

(4) 課税免除の期間

新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年間

施行日：公布の日

議案第98号 大野市債権管理条例案

提案理由：市が保有する債権の管理適正化と回収の効率化に向けて、債権管理に必要な手続を定めるため

主な内容：

(1) 対象債権

市が扱う全ての金銭債権（一般会計、特別会計、企業会計）

(2) 徴収手続

公債権（強制徴収公債権、非強制徴収公債権）、私債権で異なる徴収に必要な手続を整理して規定

(3) 延滞金の算定方法の統一

(4) 大野市諸収入金に対する督促及び滞納処分に関する条例の廃止

施行日：令和4年4月1日

議案第99号 大野市児童デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

提案理由：児童デイサービスセンターの利用料金及び指定管理者による管理における適用について、所要の改正を行うため

主要内容：児童デイサービスセンターの利用に係る負担金を利用料金とし、指定管理者の収入として取り扱えることとする

施行日：令和4年4月1日

議案第100号 大野市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

提案理由：健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため

主要内容：出産育児一時金の支給額を「404,000円」から「408,000円」に引き上げ

施行日：令和4年1月1日

議案第101号 大野市中小企業振興条例の一部を改正する条例案

提案理由：中小企業者又は組合に対する助成措置について、所要の改正を行うため

主要内容：補助金の交付の対象としない者を規則で定めることとする

施行日：公布の日

議案第102号 大野市簡易水道等給水条例の一部を改正する条例案

提案理由：木本地区簡易水道の料金改正に伴い、所要の改正を行うため

主要内容：水道使用料金を次のとおり改正

給水装置		水道使用料金（改正後）		水道使用料金（改正前）	
種類	用途	基本料金 (1月につき)	超過料金 (1m ³ につき)	基本料金 (1月につき)	超過料金 (1m ³ につき)
専門栓	家庭用	使用水量 10 m ³ 以下の分 750 円	10 m ³ を超え る分 82 円	使用水量 10 m ³ 以下の分 470 円	10 m ³ を超え る分 53 円
	営業用	使用水量 50 m ³ 以下の分 3,190 円	50 m ³ を超え る分 82 円	使用水量 50 m ³ 以下の分 2,000 円	50 m ³ を超え る分 53 円
	病院・官 公署用	使用水量 30 m ³ 以下の分 2,110 円	30 m ³ を超え る分 82 円	使用水量 30 m ³ 以下の分 1,320 円	30 m ³ を超え る分 53 円
	学校用	使用水量 100 m ³ 以下の分 6,380 円	100 m ³ を超え る分 82 円	使用水量 100 m ³ 以下の分 4,000 円	100 m ³ を超え る分 53 円
	工業用	使用水量 30 m ³ 以下の分	30 m ³ を超え る分	使用水量 30 m ³ 以下の分	30 m ³ を超え る分

		2,110 円	82 円	1,320 円	53 円
共用栓	家事用	使用水量 10 m ³ 以下の分 700 円	10 m ³ を超え る分 82 円	使用水量 10 m ³ 以下の分 440 円	10 m ³ を超え る分 53 円
臨時栓	特殊用 (小口)	使用水量 20 m ³ 以下の分 1,850 円	20 m ³ を超え る分 93 円	使用水量 20 m ³ 以下の分 1,160 円	20 m ³ を超え る分 60 円
	特殊用 (大口)	使用水量 100 m ³ 以下の分 9,570 円	100 m ³ を超え る分 93 円	使用水量 100 m ³ 以下の分 6,000 円	100 m ³ を超え る分 60 円

施行日：令和4年4月1日

議案第103号 大野市過疎地域持続的発展計画について

提案理由：過疎地域における総合的かつ計画的な対策を実施するため

主な内容：

- (1) 基本的な事項
- (2) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- (3) 産業の振興
- (4) 地域における情報化
- (5) 交通施設の整備、交通手段の確保
- (6) 生活環境の整備
- (7) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- (8) 医療の確保
- (9) 教育の振興
- (10) 集落の整備
- (11) 地域文化の振興等
- (12) 再生可能エネルギーの利用の促進
- (13) その他地域の持続的発展に関し必要な事項

計画期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

議案第104号 市道路線の認定について

提案理由：日常生活に重要な役割を担う市道路線を認定するため

主な内容：(仮)上中野15号線を新規認定

議案第105号 指定管理者の指定について（大野市児童デイサービスセンター）

提案理由：大野市児童デイサービスセンターの指定管理者を指定するため

主な内容：

- (1) 施設明細 大野市児童デイサービスセンター
- (2) 指定管理者 医療法人平谷こども発達クリニック
- (3) 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第106号 指定管理者の指定について（大野市まちなか観光拠点施設及び越前おおの結ステーション）

提案理由：大野市まちなか観光拠点施設及び越前おおの結ステーションの指定管理者を指定するため

主な内容：

- (1) 施設明細 平成大野屋（洋館・平蔵・二階蔵）、越前おおの結楽座、藩主隠居所、多目的広場兼駐車場
- (2) 指定管理者 株式会社平成大野屋
- (3) 指定期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第107号 指定管理者の指定について（大野市道の駅九頭竜）

提案理由：大野市道の駅九頭竜の指定管理者を指定するため

主な内容：

- (1) 施設明細 和泉ふれあい会館、観光物産展示センター、生産物直売所、農村交流広場、農村多目的公園
- (2) 指定管理者 福井和泉リゾート株式会社
- (3) 指定期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第108号 大野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

提案理由：人事院勧告に準じ、所要の改正を行うため

主な内容：

- (1) 大野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正
 - ・ 職員の期末手当の支給割合を年間0.15月分引き下げ（公布の日から施行と令和4年4月1日施行の2段階改正）
 - ・ 再任用職員の期末手当の支給割合を年間0.1月分引き下げ（公布の日から施行と令和4年4月1日施行の2段階改正）
- (2) 大野市長等の給与に関する条例の一部改正、教育長の給与等に関する条例の一部改正、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
 - ・ 期末手当の支給割合を年間0.1月分引き下げ（公布の日から施行と令和4年4月1日施行の2段階改正）

施行日：括弧書きのとおり